

岡山市立浮田小学校 いじめ防止基本方針

令和2年3月 策定

いじめに関する現状と課題

・本校では、現在深刻ないじめは起きていない。しかし、日常の生活の中では心無い言動や他者を尊重する気持ちの欠如など、いじめにつながる事案は数件あった。現在、生徒指導担当を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
「いじめ防止対策推進法 第2条 定義」(平成25年法律第71号)
・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外にも校長や教頭や教務主任や養護教諭や各学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。
・いじめの未然防止に向け、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
・いじめの早期発見のために各種アンケートを実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を生徒指導連絡会などで全職員間で共有を図る。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校がいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会等を活用しいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・学校評議員の協力を得て、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行いいじめの早期発見に努める。
- ・学校便りに、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生しいじめ事案への対応

<対策委員会の開催時期>

・年3回開催

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は職員連絡会等で伝達。

<構成メンバー>

- ・校外
スクールカウンセラー PTA会長 いじめ専門相談員
- ・校内
校長、教頭、教務、生徒指導主事、養護教諭

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

・岡山市教育委員会、子ども総合相談所、子ども相談主事

<連携の内容>

当該児童及び保護者支援のためのスタッフの派遣

<学校側の窓口>

・教頭

<連携機関名>

・岡山東警察署

<連携の内容>

・非行防止教室の実施
・定期的な情報交換、連絡会議の開催

<学校側の窓口>

・生徒指導主事

学校が実施する取組

① いじめの防止

(教員研修)

・教職員の指導力向上のための研修として、hyper-QU実施の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。

(道徳教育の充実)

・道徳教育を充実させることで、他者への思いやりの心や規範意識、生命の尊さの対する理解を深め、よりよい人格形成を行う。

(心身ともに安心できる教育環境の整備)

・あいさつの声や歌が響く、笑顔いっぱいの学校文化を創る。

(居場所づくり)

・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

(情報モラル教育)

・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間行う。

② 早期発見

(実態把握)

・学期1回行う児童の実態把握のための生活アンケートの中に、いじめについての項目を作り、具体的把握を行う。また、hyper-QUを行うことで児童の生活の様子や人間関係を把握し、いじめの早期発見を図る。

(相談体制の確立)

・全ての職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。

(情報共有)

・学期1回の生活アンケートの項目の集計を行い、管理職への報告をする。児童の気になる変化や行為があった場合、毎週の全職員での生徒指導連絡会等でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。

(家庭への啓発)

・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭と普段から連絡を密にしておく。

③ いじめへの対処

(いじめの有無の確認)

・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認や関係した児童から事実関係の聴取を行う。

(いじめへの組織的対応と関係機関との連携)

・いじめへの組織的な対応をするため、生徒指導主事を中心に教職員で組織的な対応や協力をしながら、いじめ対策委員会が中心となり教育委員会や警察等の関係機関と連携して対処する。

(いじめられた児童とその保護者への支援)

・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して心のケアや安心できる環境の確保などの支援を行う。

(いじめた児童とその保護者への指導)

・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

・不満やストレスがあっても、いじめに向かわせないように、運動や読書などで的確に発散できる力を育むようにする。

(他の児童への働きかけ)

・いじめを当事者だけでなく全体の問題として考えられるよう、話し合いをもとに互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。